

# 次世代 IT 労務月報

2023 年  
10 月号  
NO.14

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆最新・法改正情報（最賃改正） ◆労務 Q & A ◆助成金及び補助金実績
- ◆高額療養費について③（多数回該当 70 歳未満） ◆安全衛生特集⑧（定期自主検査）

## ● 最新・法改正情報（10 月 1 日からの岐阜県最低賃金の引き上げ）

今回、全国中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会の決定により、最低賃金の全国平均が 1,004 円になり、引上げ率は 4.5%、引上げ額は 43 円でいずれも過去最高となっております。

岐阜県では令和 4 年 10 月 1 日から一時間当りの最低賃金が 950 円に引き上げられます。（時間外労働は 1,187.5 円（1,188 円）、法定休日労働は 1,282.5 円（1,283 円）以上支払う必要が出てきます。）

今回、最低賃金引き上げに伴い、業務改善助成金申請の依頼が多数ございました。詳しくは厚労省の HP に掲載されております。

## ● 高額療養費について③（多数回該当 70 歳未満）

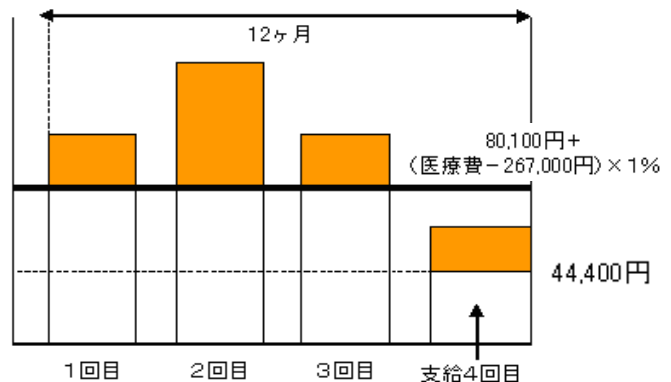
高額療養費制度には自己負担額を更に軽減するもので「多数回該当」があります。高額療養費として払い戻しを受けた月数が 1 年間（直近 12 か月間）で 3 か月以上あったときは、4 か月目から右表の多数回該当の「高額療養費算定基準額」を超えた場合にその超えた分が高額療養費として支給されます（右図参照）。

オレンジ色が払い戻しの部分になります。

<留意事項>

- ①協会けんぽ加入中に、転職等により管轄轄の年金事務所が変わった場合でも支給を受けた回数は通算される。
- ②健康保険組合の被保険者から協会けんぽの被保険者になる等、管掌する保険者が変わった場合には、支給回数は通算されません。
- ③特定疾病に係る高額療養費については、他の疾病にかかる高額療養費と世帯合算をされた場合を除き、支給回数は通算されません。

所得区分 (標準報酬月額)	高額療養費 算定基準額
83 万円以上	141,100 円
53 万円以上 83 万円以下	93,000 円
28 万円以上 53 万円以下 及び 28 万円未満	44,400 円
低所得者	24,600 円



(例) 所得区分が 28 万円以上 53 万円未満の方の多数回該当のケース

## ● 労務 Q&A

Q 業務災害に当たるおそれのある負傷をした従業員が、軽傷だったためか、健康保険証を医療機関に提示して受診してしまいました。どのように対応すれば宜しいですか？



A 労災保険への切替の手続きは、受診した医療機関が健康保険の保険者（協会けんぽ又は健康保険組合）に対して健康保険扱いの手続きを済ませているかどうか等によって手続きが異なります。まずは、誤って健康保険証を使ってしまったことを伝え、健康保険から労災への切り替えができるかどうかの確認をすることになります。

<切替可能の場合>

「療養の給付請求書」に医療機関で支払った領収書を添付して医療機関へ提出し、医療機関からは、支払った3割の自己負担分が返還されます。

<切替出来ない場合>

健康保険の保険者に対して自己負担しなかった7割分（保険者負担分）の医療費をいったん保険者に支払った後、先に支払った3割と併せて全額を返還してもらうべく、労働基準監督署に対して労災保険への切替えの手続きを行うこととなります。

## ● 助成金及び補助金実績（令和4年9月～令和5年8月）


開業してから1年経過しましたが、助成金等の申請実績に関しましてご報告申し上げます。昨年は電気・ガス代高騰による岐阜県限定の「地場産業支援金」制度があり、11社申請代行をさせていただきました。昨年の12月頃からは定年延長制度の「65歳超雇用推進助成金」を中心に助成金申請及び準備を進めてまいりましたが、高年齢者雇用安定法を遵守していることが大前提の上での申請となります。

今回8月下旬から9月にかけて最低賃金引上げに伴う「業務改善助成金」の依頼が急激に増えております。賃金引上げを機に設備投資を行い、生産性を向上させて業務改善につなげることが目的の助成金です。毎年、活用されている助成金ですので、ご質問やご依頼がありましたら、私までお問合せ下さい。詳しい助成金実績に関しましては、HPに掲載させて頂いておりますので宜しくお願いいたします。

助成金・補助金	コース名	ご依頼件数
65歳超雇用推進助成金	65歳超継続雇用促進コース	10件
キャリアアップ助成金	正社員化コース	1件
特定求職者雇用開発助成金	生涯現役コース	2件
業務改善助成金	通常コース	7件
地場産業支援金	通常コース	11件

## ● 安全衛生特集⑧（定期自主検査）

定期自主検査を行う機械のうち、以下の機械等は有資格者又は検査業者による検査（特定自主検査）を受けなければならないとされております。

対象機械等	検査時期
①フォークリフト②ブル・ドーザー等の車両系建設機械 ③動力により駆動されるプレス機械 ④作業床の高さが2m以上の高所作業車	1年以内ごとに1回 
不整地運搬車	2年以内ごとに1回

※検査後は当該機械の見やすいところに検査標章を貼り付けることが義務付けられております。